

長崎県告示第 149 号の 2

くろまぐろ（大型魚）の採捕の数量が、「長崎県資源管理方針別紙 1－1 第 4 及び同別紙 1－2 第 4 の別に定める「くろまぐろ」について（令和 6 管理年度（第 10 管理期間））」において定める当該くろまぐろに係る五島海区の割当量を超えるおそれが著しく大きいと認めるとして、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 33 条第 2 項第 1 号及び長崎県特定水産資源の採捕の停止に関する規則（令和 2 年長崎県規則第 48 号）第 2 条第 1 項の規定により告示したが、同海区の割当量が増加したことに伴い同規定に該当しなくなったため、長崎県特定水産資源の採捕の停止（令和 7 年長崎県告示第 131 号の 2）を撤回する。

令和 7 年 3 月 12 日

長崎県知事 大石 賢吾